

農委広報

やまのび

第28号

2024(令和6)年
1月15日

- P2 年頭のごあいさつ
山形県農業委員会大会
- P3 町長へ意見書提出
作況雑感2023農地/パトロール
- P4 地域計画
- P5 推進委員活動(大寺・中地区)
- P6 推進委員紹介
農地中間管理機構
- P7 猛暑を受けて
耕作放棄予防及び解消対策推進事業
- P8 農業者年金制度/農地の転用
相続登記義務化/編集後記



年頭のごあいさつ

山辺町農業委員会会長

鈴木 正志



明けましておめでとうございます。皆様には、新しい年をお健やかに迎えられたこととお慶び申し上げます。また、日頃から当委員会の活動にご理解とご支援・ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。昨年は4月の委員の改選により、新たな体制でスタートし、担い手への農地の利用集積・集約や、耕作放棄地の発生防止・解消、新規参入の促進等、農地利用最適化の推進に努めてきました。

農地の見回り等で、水稲・果樹生産者にお話を伺うと、「昨年は本当に大変な年だったなあ。」と、多くの生産者が話してくれました。霜被害、強風もそうですが、何と云っても昨年の猛暑、「厳しい天候の中でも農作物がよく頑張ってくれた。」と、何より生産者の苦労の一年だったと感じさせられました。

また、生産基盤でもあります生産者の高齢化に伴い、担い手の確保・育成は、これからの農業において重要な課題となります。青年就農者やIJUターン他、新たに農業に挑戦する定年就農者もこれから大事な戦力であると考えております。

そして、農業委員会に求められている重要な取組として、「地域計画の策定」における「目標地図の作成」があります。5年後10年後の将来の農地利用について、次の世代へ引き継いでいくための計画であり、地域全体で対策を考えることが急務となります。また、作成にあたっては、現在そして未来の担い手をはじめとする町民の皆様のご協力が必要です。将来にわたり山辺町の農業を、田園風景を守っていくための計画づくりへ、皆様のお力添えをいただきますよう、お願い申し上げます。

結びに、この一年が皆様にとりまして実り多き年となりますよう心からお祈り申し上げます。年頭の挨拶とさせていただきます。

山形県農業委員会大会

令和5年度山形県農業委員会大会

令和5年度山形県農業委員会大会が、昨年11月13日各市町村の農業委員、農地利用最適化推進委員の参加の下、寒河江市市民文化会館で開催されました。開会行事では、農業委員会憲章唱和、主催者挨拶、表彰、来賓挨拶と続き、表彰では、当農業委員会の鈴木正志会長と江口順市前会長が長年の功績により農業会議会長表彰を受賞されました。

大会に入り、まずは食料・農業・農村政策審議会基本法検証部会相談役の柚木茂夫氏より、「食料・農業・農村基本法の見直しと農業委員会組織の役割」について講演があり、次に、寒河江市農林課農政係長の菅野傑氏より、「地域計画の策定に向けた取り組み」として寒河江市柴崎地区の事

例の発表がありました。

山辺町内をはじめ、山形県全体で農村の高齢化・担い手不足が続き、耕作放棄地の増加が顕著になるなど、農村を取り巻く情勢はより厳しくなっております。これらを踏まえつつ持続可能な農業を実現するには、農業者と農業委員会の協力により、新たな視点に立った大胆かつ実効性のある計画の策定が必要であると感じました。

(広報編集副委員長 村山 俊雄)



町長へ意見書提出

令和5年4月17日改選により新たな体制に移行し、「農地利用の最適化」の適正な執行に努めるため、昨年10月25日に町長へ意見書を提出しました。

一、短期的視点に基づく事項

- (1) 農業者への支援について
資機材や燃料等の高騰の影響により収入が減少している農業者への支援
- (2) 担い手育成について
① 花卉の安定的な栽培に対する、花卉生産団体への支援
② 専業農家や農業法人を設立した認定農業者等への補助支援制度の周知と予算確保
- (3) 地域計画の中心となり得る経営体の法人化等の支援
- (4) 若手農業者組織「町青年農業者連絡協議会」への支援
- (3) 鳥獣被害対策について
① 最新の有害鳥獣対策の情報発信及び被害防止対策への予算確保
② 狩猟免許取得者に対する取得費用等経費の支援
- (4) 農業委員・農地利用最適化推進委員の活動強化について
農業委員・農地利用最適化推進委員の活動の基礎となる情報交換や研修、先進地視察等に対する予算確保
- (5) 水田活用の直接支払交付金の見直しについて
畑地化の支援に関する予算の確

保及び実情を踏まえた農地の保全を図る施策の実施

二、長期的視点に基づく事項

- (1) 継続的な農業経営について
① 青年新規就農者や、定年就農者等、新たに農業に挑戦する者に対する補助や継続的な支援
- (2) 農作物による舞米豚に続く町オリジナルブランドの開発及び6次産業化や農商工連携に向けた総合的な支援
- (3) 法人化や集落営農等、積極的な組織化に向けた行政による研修や町独自支援制度の創設
- (2) 米政策の見直しについて
水田直接支払交付金等の現行単価の維持や代替措置についての要請ならびに実情に応じた持続可能な農業経営のため現施策の充実と強化
- (3) 遊休農地解消について
耕作放棄地解消事業に対する補助金の予算確保



作況雑感

2023

農地パトロール

昨年の農業を振り返ってみますと、5月6月は雨が多かつたものの比較的気温が低く推移したため一昨年と違い山辺産サクランボの作柄は、うるみ果も無く良い出来ではなかったかと思えます。新型コロナが5類に移行してからコロナ禍前の経済活動が戻ったということ喜んでおりましたが、7月中旬から9月まで連日記録的な猛暑と雨不足により稲作と果樹全般に品質低下や収穫量の減収などで大きな被害が発生しております。

サクランボだけが難を逃れたように見えますが、昨年の猛暑の影響により、今年のサクランボには双子果の発生が心配されます。

8月に実施した農地パトロールを通して、各地区の耕作放棄地がより目につくようになり、農業者の高齢化や深刻な担い手不足の波がどの地区にも同じように広がっていると感じております。農作物価格の低迷などで次の世代にバトンを渡せない農家の苦しさを国や県はもっと知るべきです。



また、農家も今後生計を立てていく為の活路を見出す努力は絶対必要です。本当に厳しい時代ですが、これからも農地を守るために地域の農業者が農地所有者の皆様と一緒に取り組んでいきたいと思えます。

(広報編集委員 茅田 信一)

地域の皆さんでつくる『地域計画』

〜地域農業の将来を考えよう!〜

「地域計画」は、約10年後の将来における地域の農地について「いつ」、「誰が」、「どの農地を」担い活用するのか、農業者や地域

の皆さんの話し合いにより考えていくための土台となるものです。この計画は、「農業経営基盤強化促進法」という法律により、令和7年3月までに策定することとなっています。

計画策定の流れ

①農業者・農地所有者の皆さんへの意向調査

農地の所有者や耕作者の皆さんへアンケートを行い、将来の農地管理について意向を伺います。

※アンケートは11月下旬から12月初旬にかけて配布しました。回答のご協力ありがとうございます。提出がまだの方は、農業委員会へご提出ください。

②意向調査結果のまとめ

アンケートの結果をもとに、農地ごとに耕作状況や管理状況等を地図に落としこみ、10年後の農地利用についての「目標地図」を作成します。

③地域の皆さんとの話し合い

将来、農地をどう利用するか、誰が耕作するか等を地域の皆さんと話し合い、現状の問題を共有しながら、今後の地域農業の方針や、方針を実現するための方法を考えっていきます。

④地域計画の策定

地域で話し合った内容をもとに、「地域計画」を策定します。

なお、計画は現時点で完成されたものを作る必要は無く、意向が確認できない農地や農地利用の調整が上手くいかない農地については、白抜きとし、引き続き検討していきます。

高齢化や人口減少の本格化により、農業者の減少や荒廃農地の拡大が進み、地域の農業が衰退することが懸念されています。こうした問題の解決のため、地域で問題を共有し、話し合いを重ね、将来の農地利用の姿について考えていく必要があります。ご協力をよろしく願います。



推進委員活動（大寺地区）

令和5年4月から農地利用最適化推進委員として活動を始めて8カ月ほどが経過しました。コロナ感染症も5類に移行し、ようやく普段の生活水準に戻ってきたと思いきや、例年にならない異常気象の連続で物価高騰に悩まされる日々が続く、特に日本農業の主要である稲作にとっては近年にない一等米比率の低下等、農業を取り巻く環境の厳しさを改めて感じざるを得ない状況となっております。

活動を振り返ってみると、毎月行われる農地法に基づく申請に伴う現地確認並びに事前審査会への対応、新任者の研修会、耕作放棄地現地調査や農地パトロール等、初めての活動ばかりで右往左往の連続でした。

また、外に目を向けると、農業従事者の高齢化や新規就農者等の「担い手不足」が言われ続けていることや、耕作放棄地の現状認識を改めて目の当たりにし、将来展望への厳しい現実を感じざるを得ません。

その一方、地区内の若手就農者や、新規就農者の存在を知り得、コミュニケーションをとる中で遅しさを感じられたことが幸いであ

りました。

これらを踏まえ、今後、農業委員会優先課題である「地域計画策定」における「目標地図の作成」にあたり、相続が耕作放棄地に繋がらないような取組や、新規就農者へのフォロー体制、町の誇れる産物を作り上げることを町や農協等との横の連携により進めていくことが重要な課題だと考えております。

山辺町の農業発展のため、今後も最適化活動の推進に取り組んでまいります。

（農地利用最適化推進委員 多田 重敏）



推進委員活動（中地区）

私が地区で農家を始めたのは、十七年前になります。農業高校を卒業してから、数十年会社員として働いておりましたが、父親が亡くなったのを機に、見よう見まねで、田んぼを10アールほど家族で食べるために始めました。妻からは、店から買った方が安いと言われてきましたが、それでも代々守ってきた土地を荒らしたくない思いから、続けてまいりました。

中地区は、平場と比べると労力がかともかかる反面収量が少なく、田んぼを2ヘクタールほど作っていけば大きい農家です。若者は働く場所がほとんど無く、地区外に働く場所を求めて町に出ていきま

す。その為、現在の主な担い手は平均65歳以上の方々です。

昔は、田んぼ、たばこ、ホップ、養蚕、冬は出稼ぎで生計を立てていたと近所の人から聞いたことがありましたが、今はこの地域では山菜農業が一番合っているのではないかと考えています。春には、ワラビ、ゼンマイ、タラの芽、夏



には山ブキ、秋にはキノコ、栗、胡桃などです。山は宝の山です。

これから行われる地域計画の策定、目標地図の作成により、中地区の今後の農業がより良い方向に向かえるよう、推進委員として取り組んでまいります。

（農地利用最適化推進委員 遠藤 吉蔵）

推進委員紹介

令和5年4月の改選により、農地利用最適化推進委員に任命された方々を紹介します。
農地に関する相談は、地元の推進委員へお寄せください。



大寺地区

多田 重敏
(北ノ宿)



渡邊 進
(北ノ宿)



山辺地区

高内 光義
(三河尻)



阿部 秀顕
(根際7)



鈴木 勇一
(要害3)

相模地区



漆山 正博
(築沢東部)

作谷沢地区

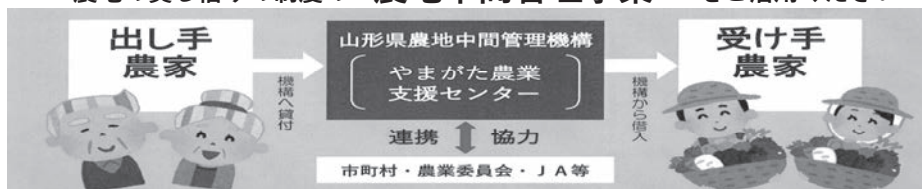


遠藤 吉蔵
(相ノ沢)

中地区

やまがた農業支援センターからお知らせです

農地の貸し借りの制度の **農地中間管理事業** をご活用ください



出し手農家のメリット

- * 公的機関が農地を預かるので安心です
- * 契約期間終了後には確実に農地が戻ります
- * 賃料は確実に機構から振込まれます

受け手農家のメリット

- * 複数の出し手農家の農地を借りても契約は機構とのみ行うので手間が省けます
- * 口座振替で賃料の支払いが便利です

手数料について

◎令和7年から農地中間管理事業の利用には『手数料』のご負担をお願いします

◎農地中間管理事業の手数料について

農地中間管理事業の運営には、やまがた農業支援センターの自主財源を一部充当している経費があり、この負担が年々増加しています。

このため、将来に向けて持続的、安定的にこの事業をご利用いただけるよう、利用者の皆様に一部ご負担をお願いすることといたしました。なにとぞ皆様のご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

◎手数料の概要

- 対象は令和6年10月以降に公告になる満期再契約及び、更新・新規契約から。(直ちにすべての契約が対象になる訳ではありません)
- 納付いただくのは令和7年の賃料の支払い時点から。
- 以降毎年、出し手受け手それぞれから納付。
- 手数料の額は毎年の賃料に0.75%を掛けた額。(例：10aあたり賃料1万円の場合の手数料は75円)

★詳しくは やまがた農業支援センター (023-631-0697) 又は、センターのホームページをご覧ください。

猛暑を受けて

近年、異常気象が続く中で、昨年の猛暑は特に酷いものでした。

梅雨の時期は雨が続き、長雨の心配をしていましたが、梅雨明けと同時に真夏になったように連日雨も降らず、三十度超えの日が続き、9月になっても気温が下がらない記録的な猛暑となりました。

水稲では渇水により最上川から水を引くのに制限がかかり、夜間の高温が同化作用を抑制し、収穫量と品質の低下に繋がりました。

刈り取り適期も大幅に早まり、暑さの中での籾摺りや、秋に田んぼの景色がこれまで見たことのない青々としている様が、記憶に残っています。

果樹でも、お盆過ぎから果実が肥大するはずのラ・フランスが、少雨の影響で大きくならず、収穫も暑さによりヨード反応が下がらず、平年より1週間遅くなりました。

リンゴも早生品種の『つがる』等は強すぎる日光で着色管理もできずに樹上で熟し収穫量が大きく



減り、その後の中生種や晩生種の成熟にも影響がありました。

燃油や肥料、その他資材の高騰の影響が続く中で、高温へ対応するための方策も喫緊の課題です。大きく変化する自然に適応する農業を全体で目指していく必要がありますと、強く思わされた1年でした。

(広報編集委員 小関健登・相澤富一)

活用してください！「耕作放棄予防及び解消対策推進事業」

山辺町では、農業の担い手への農地集積や新規就農者の確保を図るため、耕作放棄地の発生防止及び解消に対する「耕作放棄予防及び解消対策推進事業」を行っています。内容は以下のとおりです。

対象事業	<ol style="list-style-type: none"> 意欲ある担い手に農地を集積し耕作放棄の発生予防を図るため、樹園地の樹木を伐採し、畑に耕作転換等を実施する事業。 山辺町農業委員会が耕作放棄地であると判定した農地について、耕作のために抜根・整地等を実施する事業。
補助対象者	<ol style="list-style-type: none"> 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく農用地利用集積計画において、農地の借地権又は使用貸借権について6年以上の期間を設定した者。 農地法第3条の規定に基づき、農地の借地権又は使用貸借権について6年以上の権利を設定し、その許可を受けた者。
補助金額	対象事業に要した額、又は、対象となる農地の面積に10アール当たり80,000円を乗じて得た額のいずれか低い額とし、1,000円未満の端数は切り捨てます。

※大規模な事業を計画する場合は、国の補助事業に該当する可能性がありますので、農業委員会事務局へご相談ください。

◆お問い合わせは、農業委員会事務局 (☎667-1114)までお願いいたします。

農業者年金

に加入しませんか

農業者の方なら広く加入できます。

年金の特徴

- ① 少子高齢化時代に強い年金。
- ② 保険料の額は自分で決められます。
- ③ 終身年金で80歳までの保証付き。
- ④ 公的年金ならではの税制上の優遇措置。
- ⑤ 条件を満たす方には、保険料の国庫補助。

詳細については、JAまたは農業委員会へお問い合わせください。



農業経営と暮らしに役立つ情報
が載っています。

○発行日 毎週金曜日
○購読料 1ヶ月 700円
*申込みは農業委員会へ

NATIONAL AGRICULTURAL NEWS
新聞

全国農業

農地の転用には 許可が必要です

(市街化区域内農地は届出が必要です)

(農地法第4条・5条)

- **農地の転用とは、農地を住宅や道路、工場、山林、資材置場、駐車場等、農地以外のものにする事です。**

* 無断転用は法律違反になります。

- **転用申請の手続きについては、農業委員会へ事前に相談してください。**

優良農地（農用地区域内）は原則転用できません。
申請前に農村整備係で確認してください。

相続登記の申請が義務化されます

所有者が亡くなったのに相続登記がされないため、登記簿を見ても持ち主が分からず、復旧・復興事業等や取引を進められないといった「所有者不明土地問題」を防ぐための法律が、令和3年4月に成立し、相続登記が義務化される制度が令和6年4月1日からスタートします。詳しくは、法務省又は山形地方方法務局ホームページをご覧ください。

編集後記

令和5年4月の改選により、農業委員、農地利用最
適化推進委員の新しいスタートを切りました。

昨年の天候は、春の霜被害に始まり、夏は猛暑が農
業全般に影響を及ぼし、秋は強風での果実への被害が
ありと、とても大変な1年と感じました。

これから、「地域計画」の策定に向けて、山辺町の
農業の将来の在り方や、農用地の効率的かつ総合的な
利用に関する目標、地域内の農業を担う方々や、農業
支援サービス事業、目標地図と、令和7年3月末まで
に策定しなくてはなりません。皆さまからのご協力に
より、進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願
いします。

第28号農委広報やまのべの発行にあたり、ご協力い
ただきました皆様には、心より感謝申し上げます。

(広報編集委員長 佐藤るみ子)

編集委員

広報編集委員長	佐藤るみ子 (高橋1)
広報編集副委員長	村山 俊雄 (荒谷)
編集委員	鈴木 正志 (根際7)
〃	相澤 富一 (高橋1)
〃	垂石 敏子 (新町2)
〃	小関 健登 (大塚3)
〃	多田 信一 (蓮台寺)
〃	佐藤 政克 (小針生)